四日市市薬物乱用防止対策協議会規約

（名称）

第１条　本会は、四日市市薬物乱用防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、市民が、大麻、麻薬、覚醒剤等の薬物乱用問題を正しく認識し、薬物乱用防止の知識を習得できる機会を提供し、心身ともに健全な生活を営むことができる安全安心な市民社会の構築を目的とする。

（事業）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

一　市民が、薬物乱用防止についての正しい知識を習得できる機会を企画提供する。

二　各地区の住民に浸透するきめ細かい薬物乱用防止運動を展開する。

三　各学校の薬物乱用防止教育に支援協力する。

四　前各号に掲げるほか、薬物乱用防止に必要な活動を行う。

（組織）

第４条　協議会は、前条の事業に支援協力の意志のある別表に掲げる団体及び機関をもって組織する。

（役員）

第５条　協議会には、次の各号に掲げる役員をおく。

一　会長　　　　１名

二　副会長　　　３名

三　理事　　　　若干名

四　監事　　　　２名

２　役員は、任期を２年とし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第６条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　理事は、会長及び副会長を補佐し、協議会の行う事業を掌理する。

４　監事は、協議会の会計を監査する。

（顧問）

第７条　協議会には、顧問を置くことができる。

２　顧問は、会長の諮問に応じ、会務に助言する。

（会議）

第８条　協議会の会議は、総会と役員会とする。

２　会議の議長は、会長とする。

３　総会は、会長が招集し、次の各号に掲げる事項を決議する。ただし、あらかじめ役員会の承認を経なければならない。

一　事業計画に関すること

二　事業報告に関すること

三　役員の選任に関すること

四　団体等の加入又は脱会に関すること

五　規約の改正に関すること

六　その他協議会の運営に関する重要なこと

４　役員会は、会長が招集し、総会で決議する事項を審議するほか、顧問を選任するとともに、その他協議会の運営に関することを評議する。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は、四日市市保健所衛生指導課に置く。

附則　この規約は、平成２１年　４月２８日より施行する。

　別表

**四日市市薬物乱用防止対策協議会　参加機関団体**

１　　海上保安庁四日市海上保安部

２　　名古屋税関四日市税関支署

３　　三重県四日市北警察署

４　　三重県四日市南警察署

５　　三重県四日市西警察署

６　　一般社団法人医薬品登録販売者協会四日市支部

７　　一般社団法人四日市薬剤師会

８　　四日市保護司会

９　　四日市更生保護女性の会

１０　四日市ＢＢＳ会

１１　明るい社会づくり運動三泗地区協議会

１２　四日市市自治会連合会

１３　四日市市民生委員児童委員協議会連合会

１４　四日市ライオンズクラブ

１５　四日市中央ライオンズクラブ

１６　四日市北ライオンズクラブ

１７　四日市みたきライオンズクラブ

１８　四日市サウスライオンズクラブ

１９　菰野Ｕ－Ｉライオンズクラブ

２０　日本ボーイスカウト三重連盟四日市第１５団

２１　四日市地区薬物乱用防止指導者協議会

２２　四日市市ＰＴＡ連絡協議会

　令和６年７月現在